

## 居宅介護支援事業所しじょう運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会医療法人平成記念会が開設する居宅介護支援事業所しじょうが行う指定居宅介護支援事業者の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者は介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し可能なかぎり居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮した支援を行うことを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 1. 事業は利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
2. 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
3. 事業の運営にあつては、関係市町村、老人福祉法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 居宅介護支援事業所しじょう  
所在地 奈良県橿原市四条町 823-2

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業を行う事業所の職員の職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）

管理者は、指定居宅介護支援の利用申し込みにかかわる調査、業務の実施状況の把握、苦情の処理その他の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 1名以上（※利用者数が35又はその端数を増すごとに1とする。）

介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成及びサービス担当者会議を開催する。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日（ただし国民の祝日、夏季8月13日～8月15日及び年末年始12月30日～1月3日を休日とする。）

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定居宅介護支援提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 相談を受ける場所は面談室等とする。
- (2) 課題分析表は、厚生労働省の通知で示された課題分析標準項目を満たす方式とする。
- (3) サービス担当者会議の開催場所は利用の居宅または事業所面談室等とする。
- (4) 1ヶ月に1回以上は利用者宅を訪問する。

(利用料及びその他の費用等)

第7条 1. 居宅介護サービス計画費のうち法定代理受領分以外は介護報酬の告示の額とする。  
2. 次条の通常の事業の実施地域以外を訪問して居宅介護支援を行う場合の交通費は次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた地点より往復

10kmまで	300円
20kmまで	600円
20km以上は10km毎に	300円加算する

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は樫原市とする。

(苦情・ハラスメント処理)

第9条 1. 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第4項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。  
2. 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  
3. 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。  
4. 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 1. 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 1. 介護支援専門員の資質向上を図るために必要な研修に参加させる。

2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用規約の内容とする。

4. この規約に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成16年8月1日から施行する。

附則(所在地変更)

変更後の第3条の規定は、平成27年7月1日から施行する。

附則(法人名称変更)

変更後の第1条の規定は、平成30年1月1日から施行する。

附則(所在地変更)

変更後の第3条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

附則(所在地変更)

変更後の第3条の規定は、令和2年12月14日から施行する。

附則(条文追加、変更・所在地変更)

変更後の第3条の規定及び第6条2項の変更、第10条の追加は令和6年2月5日から施行する。

別紙

(他の保健、医療、又はサービスの提供主体との連携の内容)

<p>地域の医師との連携</p>	<p>医師会と連携の具体的な方法について話し合い、指示伺い等を実施するなかで情報交換や調整連絡を密にし、円滑に事業を進める。</p>
<p>保健所との連携</p>	<p>保健所保健師による訪問指導と調整・連携を密にし、円滑に事業をすすめる。</p>
<p>市町村との連携 ・福祉サービスとの連携 ・保健サービスとの連携 ・訪問看護情報提供窓口</p>	<p>・ 檜原市介護保険担当課などと連携をとり、情報交換や調整・連絡を密にし、円滑に事業を進める ・ 檜原市と協議・調整しながら、福祉事務所、地域包括支援センターと緊密連携をとり、円滑に事業をすすめる</p>
<p>その他</p>	<p>檜原市の社会資源の活用と、保健・医療・福祉関係者と連絡を図りながらそれぞれの立場からの情報交換と連携で総合的な在宅ケアの確立を図る。</p>
<p>連絡会議等の設定</p>	<p>運営連絡協議会、事例検討会等を実施し、円滑に事業を推進する。</p>